

湯河原町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月9日

湯河原町長

内藤喜文

湯河原町条例第15号

湯河原町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

湯河原町学校給食費に関する条例（令和4年湯河原町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「児童」を「児童又は生徒」に改める。

第3条中「小学校」を「小学校及び同条例第3条に規定する中学校」に改める。

第4条から第6条までの規定中「児童」を「児童又は生徒」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の湯河原町学校給食費に関する条例の規定は、令和7年9月1日以後の学校給食費について適用し、同年8月31日までの学校給食費については、なお従前の例による。